

## 広島県告示第千四十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法  
第一百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について、同意が  
あつたものと認めた。

令和七年十二月十五日

広島県知事 橫 田 美 香

区 域	区 分
美能一般型加入区（江田島市区域）	美能漁業協同組合の地区で総トン数一〇トン 未満の漁船により主として底びき網を使用し て営む漁業以外の漁業区分